

昨年12月国会において有機農業推進法が成立しました。有機農業運動の歴史30年を経て、やっと国が有機農業を推奨する時代となったわけです。

今回の有機農業推進法は理念法として法律の目的や基本姿勢を述べると共に、国や地方自治体の取り組みを義務としてうたっています。今後、都道府県レベルでの「推進計画」作りが始まるでしょう。ここに、いままで有機農業を実践してきた農家の意見をどれだけ反映出来るかが、今後の最重要課題になってくると思っています。

これまで各地で国の農業政策に逆らいながら、消費者と共に草の根運動として有機農法を広めてきた多くの生産者が、この推進法から排除されないことがないよう、さらに運動を進めていかななくてはなりません。

今回はもともと有機農業の大きな理解者であったツルネン議員が事務局長をつとめる「有機農業推進議員連盟」でとりまとまれた議員立法として成立いたしました。熊本県有機農業研究会において、このツルネン議員をお呼びして講演会を開催いたします。

生産者のみなさんも、共に有機農業を育ててきた消費者のみなさんも是非ご参加ください。

午前中は熊本県有機農業研究会の総会となっておりますが、1時からの講演会は熊有研の会員以外の参加も大歓迎です。

有機農業推進法と有機農業推進の今後の課題

講師 参議院議員 ツルネンマルティ

日時・2007年2月25日(日)

13:00～16:00

場所・熊本県農業公園多目的ホール(合志市栄 096-248-7311)

主催・熊本県有機農業研究会